

平成 18 年度 第 2 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成 18 年 8 月 24 日（木）午前 9 時 30 分～11 時 25 分
- 2 会 場 市役所 4 階 第三委員会室
- 3 出席者等 委 員 西澤会長、五十嵐副会長、坂内委員、棚橋委員、箕輪委員、
原田委員、中村委員、野崎委員
(欠席委員大久保委員、柴沢委員)
- 市 市民部長、生活環境課長、清掃センター長、栄サービスセ
ンター市民課長、下田サービスセンター市民課長、生活環
境課長補佐、清掃センター次長、廃棄物対策係長
- 報 道 三条新聞社
- 傍聴者 0 人

4 審議会記録

議長（西澤会長） 定刻前ですが、出席予定委員が全員お揃いですので、これより第 2 回の審議会を開催します。

はじめに、報道機関の傍聴についてお諮りいたしますが、原則として審議会を公開するという三条市の方針となっているそうですので、この審議会も公開することよろしいでしょうか。以後は、毎回諮ることなく、報道機関の傍聴を許可することよろしいでしょうか。

全 委 員 <異議なしの声あり>

議長（西澤会長） 議第 1 号ごみ処理手数料の料金体系の見直しについて事務局説明願います。

事 務 局 <議第 1 号ごみ処理手数料の料金体系の見直しについて説明する>

議長（西澤会長） 議第 1 号の説明について質問がありましたらお願いします。
私からお聞きますが、資料(県内 20 市事業系ごみ詳細)のなかで、搬入者の覧の「市」、「自己」と書いてあるが、「市」は市の収集、「自己」は市以外の一般事業者という意味でしょうか。

事 務 局 そのとおりです。

- 議長（西澤会長） 三条市の処理料金が最も安い、これだけ料金の差があると、周辺市町村から安いところを目がけて、ごみが入ってきますよね。
- 事務局 あると思います。
- 中村委員 家庭ごみで、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ、事業系ごみで併せ産廃の可燃ごみ・不燃ごみとあるわけですが、その辺処理料金体系の中で、コスト的な部分ですよね。
例えば、実際に市で処理している部分で、この料金で処理している中で、コスト的な部分として、どの程度(市)の負担になっているのか。実際、施設の減価償却が終わっているので、もう、この料金でいいんだとか。逆に、本当はもっともらいたいが、色々な関係でなかなか改定できないで現行の料金体系でいるとか。
今回、廃棄物の減量をして行こうとしている中で、リサイクルを進めるために、コストですとか、非常にコア(核・中心)の部分があるので、その辺についてどう考えているのか聞かせてほしい。
- 事務局 清掃センターの処理費で見ると、ごみ処理についての市民負担は、16年度で市民1人当たり18,400円の経費がかかっています。その他に収集運搬等の委託費を含めると非常に高額経費の市民負担となっています。後ほど、説明させていただきますが、基本的にはごみが増えれば、当然、収集運搬経費も増大しますし、ごみ処理をする焼却施設の規模も大きくなります。当然、施設規模が大きくなれば、維持管理費も含めて経費増になる。
従って、極力ごみを減量化した中で、収集運搬や処理に係る経費を少しでも抑えた中で、余剰財源をもっと市民サービス向上につながるものに振り向けることが本来の筋と考えています。
- 議長(西澤会長) 今の清掃センターの焼却経費として、市民負担が1人当たり18,400円かかっているとのことですが、ごみ処理手数料の収入を考えたものですか。

- 事務局 先ほどの説明で、市民負担が1人当たり18,400円と申し上げたのは、1トン当りのごみ処理に要する経費でしたので訂正させていただきます。
- 先回配布しました資料No.4を見ていただくと、ごみ処理量、ごみ処理費が載っています。収集運搬費を含めると平成16年度で、1トン当たり約23,000円、市民1人当たり約9,300円、1kg当たりで23円となり、費用としては、ごみ処理手数料の10倍程度の処理経費がかかっています。
- 例えば、上越市では合併による料金のバラツキを是正するため、現在、処理費が10kg80円で、経過措置で平成20年4月1日から10kg120円、平成23年4月1日から10kg150円となっています。このような料金の決め方も出来ます。一気に値上げしますと負担増になり、激変緩和措置として、段階的に上げていく方法を取ったと聞いています。
- 議長（西澤会長） ごみ処理手数料を搬入車両の積載量方式にしたのは、搬入車両のごみ量を計るのがかなり面倒な事情があるためですか。
- 事務局 家庭ごみを有料化する前までは、家庭ごみや事業ごみの搬入車両が1日200台以上トラックスケールを通過していました。搬入車両台数は県内で1番多く、このような状況下では、従量制にして、料金を徴収することは施設的に無理があり、搬入車両の最大積載量方式を採用していましたが、平成15年10月からの家庭ごみ有料化後は、家庭ごみ搬入車両を中心に、全体的に直接搬入車両が減少してきており、現状を捉えるならば、従量制方式に変更することも可能な実態になってきています。
- 議長（西澤会長） 搬入車両のごみ量の計量等の方法については、どのようにしているのですか。
- 事務局 搬入時にごみを乗せたまま車両をトラックスケールで計量し、ごみを降ろした後、空になった車両を今一度トラックスケールで計量します。その差が搬入ごみ量となります。
- 議長（西澤会長） 現状ですと現有施設で、従量制方式への移行は可能ということでしょうか。

- 事務局 従量制方式への移行は可能です。
- 議長（西澤会長） 他市の状況を見ますと従量制のところはほとんどですが、仮に従量制方式に移行するとした場合、資料の中には上越市、長岡市などの県内料金体系が載っていますが、どの当りの料金を想定するかが、1つのポイントになりますが、審議会として、まず、最大積載量方式から従量制方式への移行の方向を決めてから、料金設定をどうするか議論をしてはどうでしょうか。
- 野崎委員 長岡市で行っている計量制方式もよいと思いますが。
- 事務局 表記の仕方が紛らわしかったのですが、計量制方式は従量制方式と全く同じ方式です。
- 五十嵐委員 従量制方式へ移行すると処理料金を徴収する際に事務的混乱をきたすのではないのでしょうか。
別納方式などの方法を導入してはどうでしょうか。
- 事務局 清掃センターの現場では、従量制方式移行に伴って、どんな問題が起こりうるのか、どういう方法でやればいいのか、現在検討しています。
- 議長（西澤会長） 従量制方式へ移行しようとした場合は、何とかなるという見通しでしょうか。
- 事務局 はい、支障ないと考えています。
- 中村委員 家庭では指定ごみ袋を買って、ごみを処理しています。見直しの部分では、市民はできれば料金を上げてほしくないと思っているが、私自身、家庭では資源物、特に紙ごみが、可燃ごみの袋にいつてしまう。
例えば、スーパーなどでは回収ボックスを設置して、ペットボトルや空き缶などを回収されていると思いますが、一般家庭の立場からいうと収集回数は増えたが、家庭での置場所が狭くて、特に夏場になると、臭いが気になり収集日まで待てない。

折角、市内の一ノ木戸にエコステーションがありますが、実は車社会になっていて、あるものについては持ち込んだほうが、回収率が上がり、ごみの減量化につながると考え方があり、料金を上げずに、ごみの減量化が着実に推進される方策があればと思う。家庭ごみが減っているのに、事業系ごみが増えている部分で、根本的な部分が明確になっていないとごみの減量化が進まないし、例えば、理解していただいた料金値上げを含めて、清掃センターの設備・受入れ体制も、なかなかうまく機能しない。ただ、料金を改定する根拠として、例えば、リサイクルを進めていくのだから、何か違う仕掛けをつくって、そこで回収率を上げるなど、市としてどういう方向で、ごみの減量化を進めたらいいのか。持ち込みごみの従量制へ移行することで、家庭ごみの直接持ち込みもあり全般な料金値上げにつながるのではないのか。

事務局

基本的には、従量制の移行を少し考えたいという方向の中には、事業系ごみをターゲットにしています。

ただ、家庭ごみの持込もトラックスケールを通るので、事業系は従量制、家庭ごみは積載量制というわけにはいかないのか、やはり、持ち込まれる家庭ごみも従量制になるので、それが結果として、現行よりは料金的なものが値上げになるという議論なのかなと思いますが、現実には、家庭ごみの持込み量の占める割合は少なく、日常の料金への跳ね返りは余り無いのではないかなと思われる。

家庭ごみ（粗大ごみ等）は持込みがいいのか、粗大ごみシール又は指定袋の対応がいいのか、家庭で安い方法を選択してもらえばいいのではないのでしょうか。

なお、ごみの減量化にむけた施策という中で、行政の考え方についてのご指摘がありましたが、それら、先般配布した循環型社会形成推進地域計画概要版の中でお示ししてありますので、後程、説明させていただきますが、その中に、市として考えられる減量化策をうたってありますので、事業系ごみの従量制への移行の問題と切り離していただいて、ごみの減量化全体をどうするのかという線で、別な議論をしていただきたいと思います。

議長（西澤会長）

ごみの減量化については、2号議案とも関連がありますので、2

号議案を説明願ったあと併せて議論したいと思います。

事務局 <「議第 2 号事業系ごみの減量化方策について」及び先般配布した「循環型社会形成推進地域計画概要版」を説明する>

議長（西澤会長） 質問がありましたら、お願いします。
「循環型社会形成推進地域計画概要版」3 ページの表 2-1 中の再生利用量について、直接資源化量と総資源化量とありますが、どう違うのですか。

事務局 直接資源化量とは、行政で資源物として収集した量ですし、総資源化量とは、行政で収集した資源物量と清掃センターに直接持ち込まれたごみの中から回収した資源物量、集団回収事業で回収された資源物量を合わせた全ての資源物量のことです。
総資源物量を達成しませんとごみ減量化に結びつきません。色々な施策を講じた中で、資源化を図っていかなければ、20%の減量化が達成は出来ないという中で、総資源化量の目標値は平成 16 年度に比べて、2 倍近い設定となっていますが、こういう形で取り組みをしないと、とても目標の達成は出来ません。

議長（西澤会長） 直接資源化量の目標は平成 16 年度 5,572 トンから平成 25 年度 6,265 トンと、そう増加してないのに、総資源化量の目標値が平成 16 年度 6,075 トンから平成 25 年度 11,382 トンと 2 倍近く増えていますが、これはどういう関係からですか。

事務局 目標値では、直接資源化量が剪定枝、有害ごみリサイクルを含めて 6,265 トン、総資源物量には、新たに焼却灰を溶融処理し、再生利用に振り向ける量が 4,047 トンあり、平成 25 年度目標値が 11,382 トンに設定されている。

議長（西澤会長） 第 1 号議案にある料金体系の見直しは 1 つの重要なポイントですが、事業系ごみを従量制に切り替えるという方針を立てるといことで、ご異存がなければ進めたいのですが。従量制の料金設定をどのようにすればいいのかについて、何か事務局の方で、計画案は用意されているのですか。

事務局 特別にこのラインがいいとかはないのですが、配布資料の 20 市のごみ処理手数料の状況の中で判断していただき、ごみの減量化につながり、かつ、事業者負担があまりにも大きくならない線で、料金設定額を決めていただければと思っています。

議長（西澤会長） 1 トン当りの焼却経費 18,400 円を、そのまま事業者から負担していただくことになると、10 kg 当り 180 円となりますので、焼却経費と見合う処理手数料というわけには行きませんが。処理手数料設定の話は、判断の基準ですよ。何を基に考えればよいのかということになります。

事務局 一般的には、本来、処理に要する経費を料金の中で回収出来ることが一番望ましいのですが、実際にはなかなか難しい。周辺自治体の処理料金や 20 市のなかでの位置（処理料金）、周辺の市町村からの搬入を阻止するに足りうる料金などが判断の基準になるのかなと思われる。

関連してですが、事業ごみは分別して資源化ルートに乗せる方が、清掃センターへ持ち込むより処理経費が高い。だから、資源物を混載して、処理経費が安い清掃センターへ持ち込む。

議長（西澤会長） 資源化に要する経費はどのくらいか、お解りでしょうか。例えば、1 トン当りの処理経費とか。

中村委員 資源物は永遠に有償でありえない。常に変動的なものがあり、市場のバランスで有償になったり、逆有償として処理費を負担することもある。

先程の事業ごみの分別の話ですが、事業ごみ回収は基本的には一般廃棄物収集運搬許可業者が携わっていると思いますが、許可業者が回収したごみの中に、資源物が混載されている等の改善は事業者だけではダメ、収集運搬許可業者が事業者をケアしていかないと。その前に、一般廃棄物収集運搬許可業者の指導を徹底していかないと改善はないと思います。

事務局 今、ご指摘をいただいたとおりで、ダメだよ、ダメだよというだけでは、なかなか現実的に効果を発揮しない中で、先般、許可業者から持ち込まれたごみの中身について分析を行っており、

どういごみかどれだけ入っていて、その中で、どれとどれは本来持ち込んではいけないごみで、それについては、どういうふう収集運搬許可業者を指導しようというところまで、踏み込んでいかなければならにと考えています。

また今ほど言われていました、資源物についても処理経費的なものはどうなのかとのお問い合わせもありますので、次回までに資料として提出させていただきたいと思ひますし、今回、20市全体の処理手数料の資料をお示しした中で、今、すぐに、いくらが言いとはなかなか議論として跳ね返ってこないと思ひますので、事務局でいくつかのケースを考へて資料づくりをした上で、説明申し上げ、委員さんの判断の中で意思決定していただく方向に持っていくたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長（西澤会長）

資源物混入を防止するためにも、抜き打ち検査を実施して、資源物混入が多い場合は罰金を課すなどしたほうがよいと思ひます。

次回までに、事務局から資料をそろえていただき、今日の課題について、次回引き続き議論をしていただきたいと思ひますが、今後、議論するための必要資料とか、今後の議論に関して、こういうコメントは必要という方は発言お願ひします。

箕輪委員

事務局から説明を聞きまして、清掃業者が資源物を混載した状態で搬入していることを、初めて聞きました。私が関係している事業所ではごみはほぼ完全分別しています。それを清掃業者に委託をしており、分別された状態で回収されており、清掃センターへ持ち込まれる段階で、リサイクルへ回せば処理料金が安い。清掃センターへ回せば処理料金が安い。これは、清掃業者の都合ですよ。我々末端の事業所が分別しているのにもかかわらず、清掃業者段階で資源物を混入させてしまう。

これは、先程、中村委員の指摘のとおり清掃業者に対する行政の指導が足りなかったのではないのか。ただ、今後料金改定でアップする予測の中で、単に料金改定しても、ごみの減量化に果たしてつながるのかなと疑問です。事務局から、ごみの減量化に関する施策として、細かい資料をもらいましたが非常に立派に出来ていると思ひます。

今一つ、不足していることは、もう少しどうやったら市民、事

業者がごみ減量化を考えてくれるのか、どう取り組めば、市民、事業者がごみを減量しようと思うのか、基本的理念がこの中に組み込まれていない。ただ、要綱としてはたいへん立派だと思います。

例えば、処理料金は将来的には値上げになりますよ。しかし、徹底して、ごみの分別が出来ている事業所に対しては、処理料金については、何らかの形でフィードバックがあるような方法を取れば、一括処理料金は支払うが、徹底して、ごみの分別をしている事業所については、それらの見返りとして何%かの処理料金を戻すことも1つの方法である。

市民が小さな時からごみの減量化、リサイクル意識を持たなければ、将来的にも、この問題は永遠に議論しなければならない。

やはり、学校教育を通して、環境の問題として、出来るだけごみを出さない、出たごみは最終的には利用できる。利用できる方法がある。例えば、おからは燃やすために出すのではなく、これを活用して有機肥料をつくる方法はないのか。NPO等でやってくれるところはないのか。あるいは、清掃業者自身が事業部門を持ってきて、おから、もやしなどの残渣を活用して事業展開してくれるところはないのか。行政としての提案は必要と思う。

ごみは最終的には燃やす量、埋立する量を削減しなければならない。これなくして、ごみの減量はありえない。小さい時から環境教育を施すことを考えなくてはならない。その上で、料金を値上げします。だから、皆さんごみを出さないようにやりましょうということではいけないと思います。

議長（西澤会長） 他にないようですので、本日の審議会はこれで閉会します。